

規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十三号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の項の次に次のように加える。

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）

第十条及び第二十条第

三号

附則

この規則は、公布の日から施行する。